

# 差止請求制度に係る新分野・手法等検証事業(事業区分3) 最終報告書【概要版】

## ～専門人材の開拓・育成に係る新手法の調査・検証～

令和8年2月24日  
消費者支援ネット北海道

### 事業概要

#### ●調査の目的

高齢化、取引のデジタル化、消費者問題の複雑化、差止請求根拠法の追加(景表法、特商法等)など、適格消費者団体の役割が拡大する一方、これに対応する専門的な知識・経験を有する「担い手不足」が深刻な問題となっている。そこで、新たな専門人材(弁護士、司法書士、消費生活相談員、大学教員等)を開拓・育成するための効果的な手法を調査・検証し、差止請求制度の維持・発展を図る。

#### ●実施内容

本事業は、計画策定、調査、実践的プログラム等により構成されている。主なものは、次のとおり。

- ①**グループワーク研修会**:札幌・帯広・オンラインのハイブリッド開催。適格消費者団体における差止請求の流れを講義した後、建物賃貸借契約や中古車買取契約の各契約条項を題材に、グループ毎に不当条項として差止請求すべきものを検討し、発表するワークショップを実施。
- ②**検討会議参加体験**:実際の差止請求検討会議にオブザーバーとして参加し、実務をリアルに体験する機会を提供。
- ③**動画『適格消費者団体による差止請求の流れ』**:差止請求の実務フロー(情報収集～分析・検討～申入れ等～情報提供)を示し、具体的事例も交えた実務マニュアルにもなり得る動画(約21分)を作成。

### 提言

**アウトリーチの可能性**: 専門家を対象とする研修会、参加体験等の手法は、新たな専門人材の開拓に効果が期待できるとともに、それに至らずとも各地域の専門家に適格消費者団体や差止請求制度についての理解を深めていただくことで、消費者・関係者に対するアウトリーチが進み、各地域における差止請求活動の強化や各地域における消費者保護の底上げにつながるものと思われる。

**団体間のリソース共有**: 専門人材の開拓・育成の取り組みは、負担軽減・合理化の観点から、適格消費者団体間で情報を共有し、各地の研修会等に随時参加可能とすることや、各団体が自由に使用可能な研修用教材を整備することも検討に値する。

**対象層の拡大**: 専門人材以外にも、事務局スタッフなど適格消費者団体の活動にはそれを支える多くの人材が必要である。そうした人材を幅広く募集・養成することを目的に、学生や一般消費者を対象を拡大し、それに合わせた教材等を用意することも考えられる。

### 実施結果

プログラム	参加	参加者の内訳
グループワーク研修会(R7.11.15)	13名	弁護士6、消費生活相談員4、法学者3
検討会議参加体験1回目(R7.12.14)	3名	弁護士2、法学者1
検討会議参加体験2回目(R8.1.15)	2名	弁護士2

#### 【参加者からの声】

「これまであまり関心のなかった消費者法の重要な制度を知る機会を得た」  
「実際に動いている事件及びこれから検討を進める事件について、論点の洗い出しや論点の検討、懸念点など多角的な視点から検討がなされていることを体験でき、非常に勉強になった」

**人材開拓の可能性**: 道内の専門家における差止請求制度の理解度は必ずしも高くなく、研修会等が人材開拓の手法となり得ること、オンライン活用により遠隔地の専門家を招き入れる可能性が確認できた。  
**視点の多様化**: グループワーク研修会の討議では、個人情報保護など参加者独自の視点も現われ、多角的な検討の必要性が再確認された。  
**直接的な成果**: 弁護士2名、法学者1名の計3名が専門家として差止請求活動に参加を表明。その他に2名が将来的な参加に意欲を示した。  
**運用面の課題**: グループワーク研修会の検討時間が不足気味であったこと、オンライン参加者への技術的サポート、検討会議参加体験における資料配付のタイミングや事前説明等に改善の余地がある。